

平成 29 年 4 月 10 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 3 件（全て再許可等特保）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 安藤、飯野、江上

TEL : 03-3507-9220（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(3件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ファイブミニ	大塚製薬株式会社	炭酸飲料	ポリデキストロース	ファイブミニは、食生活で不足しがちな食物繊維を手軽にとり、おなかの調子を整える食物繊維飲料です。	飲み過ぎあるいは体質・体調により、おなかがゆるくなることがあります。	1日1本を目安にお飲み下さい。	再許可等特保	29.4.10	1717
2	DHA入りリサラーソー セージ	マルハニチロ株式会社	フィッシュソー セージ	◆DHA ◆EPA	本品は、血清中性脂肪を低下させる作用のあるドコサヘキサエン酸(DHA)とエイコサペンタエン酸(EPA)を含んでいるので、血清中性脂肪が気になる方に適した食品です。	本品は高脂血症の治療薬、及び予防薬ではありません。治療中の方は、医師にご相談下さい。	1本(50g)を目安にお召し上がり下さい。	再許可等特保	29.4.10	1718
3	DHA入りリサラーソー セージ コンソメ風味	マルハニチロ株式会社	フィッシュソー セージ	◆DHA ◆EPA	本品は、血清中性脂肪を低下させる作用のあるドコサヘキサエン酸(DHA)とエイコサペンタエン酸(EPA)を含んでいるので、血清中性脂肪が気になる方に適した食品です。	本品は高脂血症の治療薬、及び予防薬ではありません。治療中の方は、医師にご相談下さい。	1本(50g)を目安にお召し上がり下さい。	再許可等特保	29.4.10	1719

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。
(平成22年1月28日府消委第11号より)